

変更等理由書

下記の理由により、石垣農業振興地域整備計画を変更します。

記

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に掲げる経済事情の変動その他情勢の推移により、必要が生じ、農業及び農村の健全な発展と国土資源の合理的利用を図る見地から緊急性、合理性、代替性及び公共性について、真にやむを得ないと認められたため。